

政府備蓄米の無償交付に係るQ&A(食事食材提供団体用)

質問			回答
1 食事食材提供団体(こども食堂、こども宅食)			
(1)	取組内容	食事食材提供団体の取組内容とはどのようなものでしょうか。	1 食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、こどもにごはん(米粉パンや米粉パスタなどを含む)として提供する取組や、子育て家庭に政府備蓄米を直接、食材として配付する取組を対象にしています。 2 ごはん食を推進する食育を行うことが交付の条件になりますので、必ず実施してください。
(2)	申請受付	交付申請の受付期間と提出先を教えてください。	1 交付申請書の受付は、令和9年2月まで受け付けを予定しています。 2 交付申請書は、農林水産省が業務を委託をした第三者機関(株)アイヴィジットへ提出してください。 3 様式については、以下のホームページに掲載していますので、ダウンロードいただき、使用してください。 農林水産省ホームページ https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/kodomo_bitiku_kouhu.html
(3)	上限数量	食事食材提供団体の交付数量の上限と下限を教えてください。	1 食事食材提供団体における交付数量の上限は、1交付申請につき600kgです(こども食堂(食事提供)のみ行う場合は120kgです)。また、交付数量の単位(交付数量の下限)は30kgです。 2 交付申請数量は、食事としての提供分と、食材としての提供分について、それぞれ開催予定等を踏まえ、「①こども等1人当たりの使用数量」に、「②1回当たりに提供するこども等の人数(※)」と「③提供回数」を乗じて算出してください。 ※こどもだけでなく、保護者・同行者や食堂のスタッフ、こどもの同居人等の人数を加えることができます。
(4)	米の形態	申請する政府備蓄米は、玄米または精米を選択することができますか。	精米で申請いただきます。
(5)	交付対象	学習支援に関する取組を行う団体(児童保育や学習塾、フリースクール等)の取組の中で食事や食材を提供する場合、交付の対象になりますか。	交付の対象となり得ますが、営利活動に繋がらないものであることを確認させていただきます。
(6)	配送1	食事食材提供団体における無償交付の政府備蓄米は、どのような形で配送されますか。	1 政府備蓄米の保管・管理を委託している受託事業体が指定した倉庫から、30kg単位で配送されます。(10kgのポリ袋×3を最小単位(1箱)として配送。) 2 国が費用を負担し、政府備蓄米の保管倉庫から、交付決定者から指定のあった住所に配送します。
(7)	配送2	交付申請から配送までにかかる期間を教えてください。	政府備蓄米をお届けできるまでには、申請書類を審査し、交付決定の上、保管倉庫からの出庫・配送手続きを行うこととなります。 申請書類の審査後、2ヶ月程度で配送していますが、申請件数や申請書の内容確認のやり取りにかかる時間によっては、2ヶ月以上の期間を要することもありますので、御理解願います。

(8)	申請書	計画書には、政府備蓄米以外の米も含めて記載するのか。	計画書には、使用する政府備蓄米の数量のみ記載願います。
(9)	地域申請	複数の地域で活動する場合、どのように申請を行えばよいでしょうか。	複数の地域で活動する団体の場合、地域毎に団体名で申請ください（申請書には、団体名の後ろに括弧書きで活動する地域名を記載してください）。なお、地域ごとに体制が整備されている体制図などの資料を添付いただきます。
(10)	新たな申請	すでに交付を受けている団体ですが、新たに申請するにはどうしたらいいですか。	交付された政府備蓄米の使用を終了し、使用報告を提出いただくことで、交付申請を行うことができます。 また、交付された政府備蓄米の使用を終えていない段階でも、おおむね２か月以内に全量の使用を終える旨の使用予定報告（様式は通常の使用報告と共通です）を提出できる場合は、交付申請を行うことができます。使用を終える前でも交付申請の審査を行い、交付決定を行いますので、早期の交付が可能となります。 なお、先に交付を受けている政府備蓄米の使用を終えましたら１か月以内に使用報告を提出してください。
(11)	申請回数	１年度内における申請回数に上限はありますか。	１年度内の申請回数は５回までです。
(12)	中間団体１	中間団体を経由した交付申請及び使用報告の流れについて教えてください。	１ 交付申請については、中間団体は、各食事食材提供団体の申請を取りまとめ、各食事食材提供団体に代わって中間団体として交付申請書を提出してください。 ２ 使用報告については、中間団体が各食事食材提供団体を取りまとめて交付申請した場合については、中間団体が各食事食材提供団体の使用報告書を全て取りまとめて提出してください。 ３ なお、申請及び報告内容については、必要に応じて全て中間団体に問い合わせをさせていただきます。
(13)	中間団体２	中間団体を経由して交付申請した政府備蓄米の管理責任は誰が負うのでしょうか。	交付決定者は食事食材提供団体となり、政府備蓄米は食事食材提供団体あてに配送されます。このため、交付された政府備蓄米の管理責任は食事食材提供団体が負うことになります。
(14)	使用報告	政府備蓄米を使用した後、いつまでに報告を行うのでしょうか。また、報告に必要な添付資料はありますか。	政府備蓄米の使用が完了したときは完了した日から１か月以内に、あるいは、交付決定日から１年を経過しても使用が完了していない場合は交付決定日の１年後から１か月以内に、必ず使用報告書（様式８－３号－①）とともに、以下の資料を提出してください。 （別添資料） 令和７年以降に交付決定を受けた場合 ① 月別使用報告書 ② 食事提供・食材提供ごとの食育に取り組んでいることがわかる写真を１点以上 ③ 開催案内（食事提供・食材提供ごとのチラシ、SNS等の案内に用いたものを１点以上） なお、資料が添付されていない場合は、新たに交付申請を行うことができません。
(15)	使用報告	使用報告書に添付する「食事提供・食材提供ごとの食育に取り組んでいることがわかる写真」とは具体的にどのような写真でしょうか。	例として次の取組が考えられます。 ＜食事提供＞ ① 食事を提供している場所で、食堂スタッフがこどもにごはん食の推進等の資料を配布して内容について説明を行っている。 ② 食事を提供している場所に、ごはん食の推進等の資料を掲示して、こどもが掲示資料を閲覧している。 ＜食材提供＞ ① 備蓄米を直接こどもに手渡す時に、ごはん食の推進等の資料を配布してスタッフが内容について説明を行っている。 ② 備蓄米を直接子育て家庭に届ける時に、ごはん食の推進等の資料を配布して説明している。

(16)	資料の保管	5年間保存しなければならない使用報告書に記載した内容の根拠資料とは、どのようなものでしょうか。	交付申請書の使用計画に記載された以下の内容が確認できる資料になります。 ・使用計画に記載された提供内容（①提供者リスト②受払簿③開催日時場所が確認できるもの） 5年間保存の理由は、提出された交付申請書及び使用報告書は行政文書として、文書管理規程に基づき5年間保存されるためです。このため、同じ期間保存いただき、確認が必要な場合に提示することができるよう请您にしてください。
2 その他			
(1)	年産	政府備蓄米は、何年産のお米ですか。	交付する備蓄米は、原則として直近の年産で、概ね1年間を経過していない精米になります（備蓄米の在庫状況により異なります）。 政府備蓄米は、国が委託管理している事業者の備蓄倉庫で、鮮度を保った状態で備蓄されています。
(2)	両制度からの交付	こども食堂等が、農林水産省に申請して政府備蓄米の交付を受けた上で、さらにフードバンクに交付された政府備蓄米を受け取ることはできますか。	こども食堂等の運営のために必要なお米であるのであれば、どちらも受け取る（交付を受ける）ことは可能です。
(3)	使用確認等調査	使用確認等調査とは、どのような調査ですか。	農林水産省及び農林水産省と契約を締結した第三者機関が、こども食堂等に対して無償交付された政府備蓄米の使用状況等を確認するための調査です。適宜、市区町村等と連携しながら調査が行われます。
(4)	申請者情報	農林水産省と契約を締結した第三者機関に提供される申請者情報の扱いを教えてください。	農林水産省は、政府備蓄米交付申請及び使用報告として、交付決定者から提出された申請書等に記載された個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、当該事業目的の達成に必要な事務及び使用確認等調査以外には使用しません。 なお、農林水産省に代わり当該事業の提出書類の受付、確認、審査業務等の本要領に基づく全般的な事務に係る業務の一部及び使用確認等調査を第三者機関に委託するため、当該第三者機関が必要最小限度の範囲内において提供・利用する場合があります。
(5)	未使用報告	使用計画どおりに、政府備蓄米の提供が実施できなくなった場合は、どのような手続きを行えばよいのでしょうか。	1 交付された政府備蓄米は原則として申請された計画どおり全量使用していただく必要があります。 2 天災地変などやむを得ない事情があり、使用計画どおりの提供が実施できず、交付された備蓄米が在庫として残った場合は、その理由及び未使用交付数量等を未使用報告書（様式8－5号）に記載の上提出してください。 3 未使用の理由が真にやむを得ない事情によるものと農林水産省が認めた場合のみ、交付申請書の内容のとおり取組を実施したものとみなします。また未使用分について、適正な使用が見込まれる場合は、未使用分の返納を要しないものとし、農林水産省から承認書を通知します。
(6)	違反	交付された政府備蓄米を食育用以外に使用した場合の罰則はありますか。	交付された政府備蓄米について、不当に利益を得る及び転売若しくは転売を目的とする者へ譲渡する等、交付要領違反があった場合は、その数量に見合う交付米穀について、直近の相対取引価格の全銘柄平均額を乗じて得た額（その原因が故意又は重大な過失による場合は農産局長が定める額を加算した価格。）を徴収しますので、交付要領に基づき、適正な使用をお願いします。
(7)	押印	政府備蓄米の交付申請や使用報告において、押印は必要ですか。	押印は不要です。また、書類の提出は、電子メールで行うことができます（郵送も可能ですが、書類のやり取りに時間がかかるため、交付までに時間を要する場合があります）。
(8)	公表	交付決定後の公表は、どのように行われますか。	交付決定の都度、「交付決定日」、「交付決定した団体名」、「当該団体の所在する都道府県名」、「交付決定数量」を農林水産省のホームページに掲載します。